

## 特定非営利活動法人小樽ソーシャルネットワーク 会員規約

この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、特定非営利活動法人小樽ソーシャルネットワーク（以下「当法人」といいます。）と、当法人の会員（以下「会員」といいます。）との関係に適用します。会員となろうとする者は、入会申込みをした時点で、本規約を承認したことになります。

### 第1節 会員の種別

- 正会員（個人・団体）
- 賛助会員（個人・団体）
- 特別会員（個人・団体）

### 第2節 総則

#### 第1条（会員規約の適用）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。また、当法人が随時制定する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条（会員規約の変更）

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決により、本規約を変更することがあります。

#### 第3条（用語の定義）

本規約において使われる語句の定義は、次の各号のとおりとします。

2. 会員とは、当法人の全ての種別の会員をいいます。
3. 正会員とは、当法人の目的に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体の会員をいい、総会での議決権を有する者をいいます。
4. 賛助会員とは、当法人の趣旨等に賛同し、別に定められた年会費を支払い、当法人に入会を認められた個人及び団体をいい、総会での議決権を有しない者をいいます。
5. 特別会員とは、当法人の目的及び趣旨等に賛同し、当法人の事業について助言・協力するために入会した個人及び団体の会員をいい、総会での議決権を有しない者をいいます。

### 第3節 入会申込等

#### 第4条（入会申込）

入会の申し込みをする方は、当法人が定める年会費を払い込み、理事長が定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

#### 第5条（入会の成立）

入会は、前条に定める入会申込に対して、事務局がこれを確認したときに成立します。

## 第6条（入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- ① 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- ② 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- ③ その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

## 第7条（会員資格有効期間）

会員資格の有効期間は、当法人の事業年度とします。

2. 事業年度の途中で入会した会員の会員資格の有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とします。

## 第4節 会員の権利

### 第8条（会員の権利）

正会員は、総会での議決権を有します。正会員の議決権の個数は、正会員1人につき1個です。このほか、活動、事業に参加し、レポートの情報を受けることができます。

2. 賛助会員は、総会での議決権がありませんが、当団体より次の各項の事項の提供を受けることができます。ただし、第5項の提供を受けるにあたっては、別途契約書を交わすこととします。

- ① 年一回の年次報告書を受け取ること
- ② 協賛企業として告知する機会を与えられること
- ③ 当団体サイトに企業名を掲載する機会を与えられること
- ④ 広告宣伝（テキスト広告、バナー広告など）をする機会を与えられること
- ⑤ 共同事業（キャンペーン企画、業務連携、システム連携、マーケティング調査など）

### 第9条（特別会員）

特別会員は、総会での議決権がありませんが、当団体より次の各項に掲げる事項の提供を受けることが

できます。

- ⑥ 年一回の年次報告書を受け取ること
- ⑦ 協賛企業として告知する機会を与えられること
- ⑧ 当団体サイトに企業名を掲載する機会を与えられること
- ⑨ 広告宣伝（テキスト広告、バナー広告など）をする機会を与えられること
- ⑩ 共同事業（キャンペーン企画、業務連携、システム連携、マーケティング調査など）

## 第5節 入会申込記載事項の変更等

### 第10条（個人会員の資格継承）

個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員資格は失われます。

- 2 会員は、第三者に対して会員たる地位を譲渡することはできません。
- 3 会員たる地位は一身専属的なものとし、何人もこれを相続することはできません。

## 第 11 条（団体会員の資格継承）

団体の資格で入会した会員について、合併等により会員たる地位の承継が生じた場合には、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければなりません。

2. 第 6 条（入会申込の拒絶）の規定は、前項の場合についても準用します。

## 第 12 条（会員の氏名及び名称等の変更）

会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければなりません。

2. 前項に規定する変更の届出がなされなかったことにより、当法人からの会員への通知、書類等が遅延し、または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

## 第 6 節 会員資格の停止

### 第 13 条（会員資格の停止・除名）

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止し、または除名することが

あります。この場合には、当法人は、当該会員に対し、支払い済みの会費等の金員を返還しないこととします。

- ① 会費が継続して 2 年以上支払われないとき
- ② 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- ③ 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
- ④ 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- ⑤ 入会申込書に虚偽の事項を記載したことがあったことが判明したとき
- ⑥ 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- ⑦ この会員規約に違反した場合
- ⑧ その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

## 第 7 節 退会

### 第 14 条（退会）

会員は、当法人に対し、理事長が定める書面で申し出ることにより、任意に退会することができます。退会の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。

2. 前項の規定により、退会した場合、すでに支払い済みの会費等の返還を受けられません。

## 第 8 節 会員資格の継続

### 第 15 条（会員資格の継続）

会員資格有効期間が満了する場合には、当法人は、当法人の定める方法により、継続のための案内を会員に通知します。

2. 会員資格は、当法人が、当法人の定める方法による会費の払い込みがなされたことを確認したことをもって継続されるものとします。

3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

## **第9節 会員資格有効期間終了に伴う措置**

### **第16条（措置）**

会員資格有効期間が過ぎたにもかかわらず、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の会員資格更新の意思及び会費の払い込みを確認できない場合、当法人は、当該会員の権利の行使を停止することができます。この場合において、当該会員が当法人に対し債務を有しているときは、すみやかにこれを清算することとします。

## **第10節 損害賠償**

### **第17条（損害賠償）**

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人に損害を与えた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を賠償することとします。

## **第11節 その他**

### **第18条（規定の追加）**

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとします。

（附則）本規約は、2012年1月5日より有効とします。